区 一の縮小 都市計画法 に関する都市計画の変更案を作成するための公聴会を次のとおり (昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、 開催 明日香風致地 します。

平成二十五年八月十六日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 公聴会開催の日時及び場所

午後二時から	平成二十五年九月二十一日(土)	田
字川原九一一一)	明日香村立中央公民館(高市郡明日香村大	場所

- 二 作成しようとする都市計画の変更案の概要
- 1 変更案を作成しようとする風致地区
- (一) 風致地区の名称

明日香風致地区

- 二 風致地区を変更しようとする土地の区域
- 橿原市田中町、菖蒲町及び五条野町

の各

部

2 都市計画の変更案について

二、 四 八 · O ha	現行の風致地区の面積
二、 四〇四· ha	変更案の風致地区の面積

三 変更案に関する図書の閲覧

月九日 景観課及び明日香村企画政策課において、 二に関する関係図書は、 月 まで一般の閲覧に供します。 奈良県くらし創造部景観・環境局風致景観課、 平成二十五年八月十六日 金) から 橿原市計画 同年九

四 公述申出書の提出の方法及び提出期限

害関係者に限ります。 公聴会に出席して意見を述べようとする者 は、 公述申出書に変更案に (橿原市及び明日香村の住民その他 0 1 て の意見の要旨及びその理由 \mathcal{O} 利

様式参照) 大路町三〇)に平成二十五年九月十日(火) を具体的に記載し、 を知事宛てとし、 住所、 氏名、 奈良県くらし創造部景観・環境局風致景観課 職業、 年齢及び電話番号を併記した文書一通 までに必着するよう提出してください。 (奈良市登 (別記

五 公述人の選定及び通知

知事が選定し、その旨を通知した者とします。 公聴会において意見を述べることができる者は、 公述申出書を提出した者のうちか

六 変更案に関する問い合わせ

問い合わせてください。 奈良県くらし創造部景観・環境局風致景観課 (電話〇七四二一二七一 八七五六) に

七

公聴会に関する問い合わせ

問 い合わせてください。 奈良県くらし創造部景観・環境局風致景観課 (電話〇七四二一二七一八七五六)

なお、 公述申出書の提出がない 場合は、 公聴会を中止します。

公 述 申 出 書

年 月 日

奈良県知事 荒 井 正 吾 様

住 所

氏 名

職業

年 齢

電話番号

平成25年8月16日付けの奈良県公報で公告された明日香風致地区の縮小に関する都市計画の変更案を作成するための公聴会に、次のとおり公述の申出をします。

記

1 公述する土地の区域

(区域:明日香風致地区)

2 意見の要旨及びその理由

別紙のとおり

(注)別紙については、原則として800字程度とし、内容を明確に記載してください。